



新潟県

# 新潟県報

発行 新潟県  
第102号  
令和7年12月26日  
毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

## 主　要　目　次

## 規　　則

- 49 新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則(地域医療政策課)  
50 新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則(地域産業振興課)

## 告　　示

- 1092 介護保険法による指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者の指定(高齢福祉保健課)  
1093 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定(障害福祉課)  
1094 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業廃止届(障害福祉課)  
1095 指定公金事務取扱者への公金事務の委託(文化課)  
1096 指定公金事務取扱者への公金事務の委託(文化課)  
1097 指定公金事務取扱者への公金事務の委託(文化課)  
1098 指定管理者の指定(スポーツ課)  
1099 農用地利用集積等促進計画の認可(地域農政推進課)  
1100 まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量(水産課)  
1101 道路の区域変更(道路管理課)  
1102 河川の浸水想定区域及び浸水した場合に想定される水深の指定(河川管理課)  
1103 指定管理者の指定(都市整備課)  
1104 指定管理者の指定(都市整備課)  
1105 指定管理者の指定(港湾整備課)

## 公　　告

- 決算の公表(財政課)  
大規模小売店舗の新設(地域産業振興課)  
特定調達契約の落札者等(畜産課)  
特定調達契約の落札者等(畜産課)  
特定調達契約の落札者等(畜産課)

## 内水面漁場管理委員会公告

- 第五種共同漁業権に基づく令和8年目標増殖量について(水産課)

## 規　　則

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

新潟県知事 花角英世

新潟県規則第49号

新潟県基幹病院事業財務規則の一部を改正する規則

新潟県基幹病院事業財務規則(平成21年新潟県規則第56号)の一部を次の表のよう

に改正する。(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後		改 正 前		
(伝票の発行)		(伝票の発行)		
第18条 (略)		第18条 (略)		
2 支払伝票は、金銭支払の取引について決裁を受けた証拠書類に基づき <u>収支命令職員</u> が発行するものとする。		2 支払伝票は、金銭支払の取引について決裁を受けた証拠書類に基づき <u>地域医療政策課長</u> が発行するものとする。		
3~5 (略)		3~5 (略)		
別表第1 (第6条関係)		別表第1 (第6条関係)		
(1) (略)		(1) (略)		
(2) 支出負担行為専決区分		(2) 支出負担行為専決区分		
専決区分		部局長	課長	
費目		課長補佐	課長補佐	
(収益的支出)				
(略)				
経費	(略)	(略)	(略)	
消耗品費		200万円超	200万円以下	
消耗備品費		200万円超	200万円以下	
光熱水費		200万円超	200万円以下	
燃料費		200万円超	200万円以下	
(略)		(略)	(略)	
修繕費		200万円超	200万円以下	
保険料		200万円超	200万円以下	
通信運搬費		200万円超	200万円以下	
賃借料		150万円超	150万円以下	
委託料		200万円超	200万円以下	
1,000万円未満		1,000万円超	1,000万円以下	
交付金		200万円超	200万円以下	
1,000万円未満		1,000万円超	1,000万円以下	

(略) (資本的 支出) (略) 建物費	(略) (略)	(略)	(略)	満 (略)	(略)	(略) (資本的 支出) (略) 建物費	(略) (略)	満 (略)	(略)						
				(略)				(略)							
				400万 円超3 億円未 満				250万 円超3 億円未 満							
器械備品 費	(略)	(略)	(略)	300万 円超 500万 円未満	400万 円超3 億円未 満	器械備品 費	(略)	160万 円超 500万 円未満	(略)						
				300万 円以下	300万 円以下			160万 円以下							
				400万 円以下	400万 円以下			250万 円以下							
その他建 設改良費	(略)	(略)	(略)	400万 円超3 億円未 満	400万 円超3 億円未 満	その他建 設改良費	(略)	250万 円超3 億円未 満	(略)						
				400万 円以下	400万 円以下			250万 円以下							
建設諸経 費	委託料	1,000 万円以 上	200万 円超 1,000 万円未 満	200万 円以下	200万 円以下	建設諸経 費	委託料	1,000 万円以 上	100万 円超 1,000 万円未 満						
									100万 円以下						
(略) (略)	建設工 事に関 する委 託料	(略)	200万 円超 2,000 万円未 満	200万 円以下	(略)	建設工 事に関 する委 託料	(略)	100万 円超 2,000 万円未 満	100万 円以下						
				(略)				(略)							
				(略)				(略)							
(3) (略)					(3) (略)										
注 (略)					注 (略)										

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の日前になされた支出負担行為に係る支出命令並びにこれに併せて行う調定及び事業外現金等の受払通知をする権限については、なお従前の例による。

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年12月26日

新潟県知事 花角英世

新潟県規則第50号

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則(昭和43年新潟県規則第4号)の一部を次の表のように改正する。

(下線及び太枠部分は改正部分)

改 正 後								改 正 前							
別表第1(第3条、第10条関係)								別表第1(第3条、第10条関係)							
番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利 率 (年利)	償還期間 (据置期間を含む。)	据置期間	貸付金の額	番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利 率 (年利)	償還期間 (据置期間を含む。)	据置期間	貸付金の額
(略)								(略)							
2	受託中小振興計画承認グループ事業を行う受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する中小受託事業者等	受託中小振興計画承認グループ事業	受託中小振興計画承認グループ事業	(略)				2	下請振興事業計画承認グループ事業を行う下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する特定下請組合等	下請振興事業計画承認グループ事業を行う下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第5条第1項に規定する特定下請組合等	下請振興事業計画承認グループ事業	(略)			
(略)								(略)							

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 受託中小振興計画承認グループ事業 政令第3条第1項第1号に掲げる事業のうち、省令第27条の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの
- (2)の2～(14) (略)

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) (略)
- (2) 下請振興事業計画承認グループ事業 政令第3条第1項第1号に掲げる事業のうち、省令第27条の基準に適合するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの
- (2)の2～(14) (略)

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
(略)	
18	別表第1備考第2号、第3号から第7号まで又は第9号に掲げる事業のうち、 <u>受託中小企業振興法</u> 第7条第2項に規定する承認計画に基づき実施するものであつて当該事業に参加する事業者のうち70パーセント以上が承認計画に記載された中小企業者であるものに係る貸付け
(略)	

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
(略)	
18	別表第1備考第2号、第3号から第7号まで又は第9号に掲げる事業のうち、 <u>下請中小企業振興法</u> 第7条第2項に規定する承認計画に基づき実施するものであつて当該事業に参加する事業者のうち70パーセント以上が承認計画に記載された中小企業者であるものに係る貸付け
(略)	

## 附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年1月1日から施行する。  
(経過措置)
- この規則の施行の際、改正前の新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定に基づき現に貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。

## 告示

## ◎新潟県告示第1092号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項又は第53条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年12月26日

新潟県知事 花角英世

サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
訪問介護	訪問介護ステーションきぼう	新潟県柏崎市城東2-1-40	株式会社Base	令和7年12月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	グッドタイム訪問看護ステーション・長岡	新潟県長岡市下々条2丁目1373-1	株式会社創生事業団	令和7年12月1日
訪問看護 介護予防訪問看護	在宅看護センターゆるハピ	新潟県村上市山居町1-15-17 ラ・メール俱楽部駅前D	株式会社Weak Ties	令和7年12月1日
通所リハビリテーション 介護予防通所リハビリテーション	新潟県立加茂病院	新潟県加茂市青海町1-9-1	社会医療法人崇徳会	令和7年12月1日

## ◎新潟県告示第1093号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和7年12月26日

新潟県知事 花角英世

障害福祉 サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定 年月日
就労選択支援	創造工房コスマス	長岡市与板町与板乙5954番地3	社会福祉法人長岡メンタルヘルス協会	令和7年12月1日
就労継続支援B型	リライフルサポート新発田	新発田市大手町1丁目6番7号	一般社団法人NTC	令和7年12月1日
共生型生活介護	ふれあいの杜上越	上越市頸城区西福島945番地1	株式会社ふれあいの杜	令和7年12月1日

## ◎新潟県告示第1094号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業の廃止の届出があった。

令和7年12月26日

新潟県知事 花角英世

指定障害福祉 サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	廃止 年月日
重度訪問介護	アレック北栄 長岡	長岡市雨池町44番地5	株式会社北栄	令和7年11月30日

## ◎新潟県告示第1095号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年12月26日

新潟県知事 花角英世

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社メディアシップ・ブランド	新潟市中央区万代3丁目1番1号

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

県立近代美術館観覧料徴収事務(「描く人、安彦良和」前売観覧券観覧料)

- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和6年4月26日

- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和7年12月16日

## ◎新潟県告示第1096号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年12月26日

新潟県知事 花角英世

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
新潟県職員生活協同組合	新潟市中央区新光町4番地1
新潟交通株式会社	新潟市中央区万代1丁目6番1号
有限会社新潟市民映画館	新潟市中央区八千代2丁目1番1号
株式会社新潟日報社	新潟市中央区万代3丁目1番1号
公益財団法人新発田市勤労者福祉サービスセンター	新発田市中央町4丁目10番10号 新発田商工会議所3階
公益財団法人燕西蒲勤労者福祉サービスセンター	燕市大曲3015番地
公益財団法人長岡市勤労者福祉サービスセンター	長岡市今朝白1丁目10番12号
長岡商工会議所	長岡市表町3丁目1-8 リナシエビル3
一般財団法人十日町地域地場産業振興センター	十日町市本町六の1丁目71番地26
アソビュー株式会社	東京都品川区大崎1丁目11-2 ゲートシティ大崎イーストタワー8階

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

県立近代美術館観覧料徴収事務(「描く人、安彦良和」前売観覧券観覧料)

- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年2月1日

- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和7年12月16日

## ◎新潟県告示第1097号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、指定公金事務取扱者に公金事務を委託したので、同条第2項及び新潟県財務規則(昭和57年新潟県規則第10号)第104条の4第3項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和7年12月26日

新潟県知事 花角英世

- 1 指定公金事務取扱者の名称及び住所又は事務所の所在地

名称	住所又は事務所の所在地
株式会社セブンドリーム・ドットコム	東京都千代田区二番町8番地8

- 2 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

県立近代美術館観覧料徴収事務(「描く人、安彦良和」前売観覧券観覧料)

- 3 地方自治法第243条の2第1項の規定による指定をした日

令和7年12月3日

- 4 地方自治法第243条の2第1項の規定による委託をした日

令和7年12月16日

#### ◎新潟県告示第1098号

地方自治法(平成22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年12月26日

新潟県知事 花角英世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター

- 2 指定管理者となる団体の所在地及び名称

新潟市中央区清五郎67番地12

にいがた健康・スポーツ医科学ネットワーク

構成員：学校法人新潟総合学園

公益財団法人新潟県スポーツ協会

医療法人愛広会

愛宕商事株式会社

- 3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

- 4 指定年月日

令和7年12月22日

#### ◎新潟県告示第1099号

農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第11条第2項及び農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)第18条第1項の規定により、農用地利用集積等促進計画を次のとおり認可した。

令和7年12月26日

新潟県知事 花角英世

- 1 農用地利用集積等促進計画の概要

- (1) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等(地域計画区域内)

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
村上市	52者	門前中田2615番ほか208筆 45.3ha
新発田市	34者	板山荒清水4234番2ほか197筆 46.1ha
阿賀野市	40者	七石次郎渕125番ほか279筆 33.1ha
胎内市	34者	並棚村中49番1ほか262筆 27.8ha
新潟市	18者	北区新井郷居裏306番ほか84筆 9.8ha
五泉市	13者	山崎子生堀甲64番ほか44筆 5.8ha

三条市	119者	南中川原239番1ほか619筆 77.9ha
燕市	104者	小中川4504番2ほか588筆 105.1ha
弥彦村	10者	麓柏田4414番ほか36筆 4.0ha
長岡市	1者	高見町字浦田1129番ほか2筆 0.3ha
見附市	28者	新潟東町527番ほか68筆 18.6ha
小千谷市	5者	西吉谷浦田甲443番1ほか39筆 3.8ha
魚沼市	126者	江口細田16番1ほか599筆 73.7ha
十日町市	171者	水口沢1398番8ほか490筆 81.0ha
津南町	6者	下船渡甲8437番ほか16筆 3.2ha
柏崎市	8者	新道郡橋1262番1ほか18筆 2.1ha
上越市	232者	柿崎区岩野新田10番ほか955筆 186.3ha
妙高市	5者	上中村新田山道1568番ほか14筆 1.3ha
糸魚川市	3者	物出コイガ島46番ほか4筆 0.7ha
佐渡市	42者	千種東コウ1945番ほか160筆 23.4ha
合計	1,051者	4,702筆 749.4ha

## (2) 農地中間管理機構に対する農地中間管理権の設定等(地域計画区域外)

市町村	農地中間管理権の設定等を行う者	農地中間管理権の設定等を行う土地
阿賀野市	9者	本明下夕道399番ほか54筆 4.3ha
新潟市	7者	北区新井郷居裏249番ほか36筆 0.8ha
五泉市	1者	橋田峠己382番5ほか1筆 0.02ha
三条市	26者	直江町4丁目2144番ほか76筆 3.3ha
見附市	1者	柳橋町1228番ほか4筆 0.3ha
小千谷市	2者	城内三丁目1105番1ほか22筆 1.3ha
魚沼市	34者	江口細田12番5ほか76筆 3.4ha
上越市	13者	柿崎区高寺万道寺36番1ほか42筆 1.6ha
糸魚川市	2者	横町4丁目1615番ほか1筆 0.1ha
合計	95者	321筆 15.2ha

## (3) 農地中間管理機構による賃借権の設定等(地域計画区域内)

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	30者	門前村下2584番ほか208筆 45.3ha
新発田市	28者	板山荒清水4234番2ほか197筆 46.1ha
阿賀野市	29者	七石次郎渕124番ほか279筆 33.1ha
胎内市	12者	並棚村中49番1ほか262筆 27.8ha
新潟市	15者	北区新井郷居裏306番ほか84筆 9.8ha
五泉市	11者	山崎子生堀甲64番ほか44筆 5.8ha
三条市	45者	南中川原239番1ほか619筆 77.9ha
燕市	27者	小古津新2679番1ほか588筆 105.1ha
弥彦村	10者	麓柏田4414番ほか36筆 4.0ha
長岡市	1者	高見町字浦田1129番ほか2筆 0.3ha
見附市	18者	新潟東町527番ほか68筆 18.6ha
小千谷市	3者	西吉谷浦田甲443番1ほか39筆 3.8ha
魚沼市	30者	江口細田199番1ほか599筆 73.7ha
十日町市	4者	上新井675番ほか490筆 81.0ha
津南町	2者	下船渡甲7970番ほか16筆 3.2ha
柏崎市	6者	新道郡橋1262番1ほか18筆 2.1ha
上越市	40者	柿崎区岩野新田10番ほか955筆 186.3ha
妙高市	4者	上中村新田山道1568番ほか14筆 1.3ha

糸魚川市	2者	物出コイガ島46番ほか4筆 0.7ha
佐渡市	41者	千種東コウ2096番2ほか180筆 24.7ha
合計	358者	4,722筆 750.7ha

## (4) 農地中間管理機構による賃借権の設定等(地域計画区域外)

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
阿賀野市	6者	本明下タ道399番ほか54筆 4.3ha
新潟市	4者	北区新井郷居裏249番ほか36筆 0.8ha
五泉市	1者	橋田堀己382番5ほか1筆 0.02ha
三条市	15者	直江町4丁目2144番ほか76筆 3.3ha
見附市	1者	柳橋町1228番ほか4筆 0.3ha
小千谷市	2者	城内三丁目1105番1ほか22筆 1.3ha
魚沼市	14者	江口細田46番1ほか76筆 3.4ha
上越市	9者	柿崎区高寺万道寺36番1ほか42筆 1.6ha
糸魚川市	1者	横町4丁目1615番ほか1筆 0.1ha
合計	53者	321筆 15.2ha

## (5) 農地中間管理機構による賃借権の設定等(移転・地域計画区域内)

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	1者	釜杭杉向677番3ほか2筆 0.1ha
新発田市	1者	三日市道上117番 0.1ha
新潟市	1者	西蒲区升湯道下502番ほか4筆 0.5ha
小千谷市	1者	ひ生中原丙1383番2ほか2筆 0.1ha
魚沼市	1者	根小屋大清水1994番1ほか4筆 0.4ha
佐渡市	1者	羽茂大石139番 0.1ha
合計	6者	18筆 1.4ha

## (6) 農地中間管理機構による賃借権の設定等(移転・地域計画区域外)

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
小千谷市	1者	ひ生高立甲2361番2ほか10筆 0.6ha
魚沼市	1者	根小屋舞台1247番2ほか1筆 0.1ha
合計	2者	13筆 0.7ha

2 認可年月日

令和7年12月26日

## ◎新潟県告示第1100号

漁業法(昭和24年法律第267号)第16条第1項に基づき、まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和7年12月26日

新潟県知事 花角英世

まあじ、まいわし対馬暖流系群、かたくちいわし対馬暖流系群及びうるめいわし対馬暖流系群に関する令和8管理年度(令和8年1月1日から12月31日までの期間をいう。)における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

1 まあじ

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県まあじ漁業	現行水準

2 まいわし対馬暖流系群

知事管理区分	知事管理漁獲可能量
--------	-----------

新潟県まいわし漁業	現行水準
3 かたくちいわし対馬暖流系群	
知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県かたくちいわし漁業	15,000トンの内数
4 うるめいわし対馬暖流系群	
知事管理区分	知事管理漁獲可能量
新潟県うるめいわし漁業	58,000トンの内数

## ◎新潟県告示第1101号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県上越地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和7年12月26日

新潟県知事 花角英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大潟高柳線
- 3 道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員	延長
上越市大島区田麦字上村964番12から 同市大島区田麦字上村960番1まで	新	12.6～21.6メートル	49.0メートル
	旧	12.6～25.5メートル	49.0メートル

## ◎新潟県告示第1102号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第2項及び第3項により、次の河川の洪水浸水想定区域並びに浸水した場合に想定される水深を定めた。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び各河川を所管する地域振興局に備え置き、閲覧に供する。

令和7年12月26日

新潟県知事 花角英世

- 1 洪水浸水想定区域を定める河川

信濃川水系

石地川  
堀溝川  
稚児清水川  
耕地川  
小出川  
本明川  
古川  
田中沢川  
九川谷川  
平中之俣川  
梅野俣川  
葎谷川  
山葵谷川  
梅田川  
輪吾田川  
西谷川  
矢津川

前川  
滝清水川  
三十刈川  
来伝川  
無黒沢川  
幾地野川  
増沢川  
椿桂川  
椿田川  
田井川  
頭無川  
浦加桂川  
沢田川  
浦瀬川  
乙吉川  
城下川  
柿川  
新柿川  
釜沢川  
鬼面沢川  
赤羽根川  
松沢川

- 2 指定年月日  
令和7年12月26日
- 

#### ◎新潟県告示第1103号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
新潟県立鳥屋野潟公園（女池地区及び鐘木地区）  
2 指定管理者となる団体の所在地及び名称  
柏崎市荒浜一丁目3番17号  
株式会社アール・ケー・イー  
3 指定の期間  
令和8年4月1日から令和13年3月31日まで  
4 指定年月日  
令和7年12月22日
- 

#### ◎新潟県告示第1104号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称  
新潟県立植物園  
2 指定管理者となる団体の所在地及び名称  
新潟市中央区長潟570番地  
国際総合学園・都市緑花センターグループ  
構成員：公益財団法人新潟県都市緑花センター  
学校法人国際総合学園  
3 指定の期間
-

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 指定年月日

令和7年12月22日

---

#### ◎新潟県告示第1105号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者を次のとおり指定した。

令和7年12月26日

新潟県知事 花角英世

1 指定管理者に管理を行わせる施設の名称

新潟県柏崎マリーナ

2 指定管理者となる団体の所在地及び名称

柏崎市東の輪町8番18号

株式会社柏崎マリン開発

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

4 指定年月日

令和7年12月22日

#### 公 告

#### 決算の公表について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により、令和6年度新潟県一般会計歳入歳出決算及び令和6年度新潟県県債管理特別会計ほか11特別会計の歳入歳出決算を監査委員の意見と併せて次のとおり公表する。

令和7年12月26日

新潟県知事 花角英世

## 1 令和6年度新潟県一般会計及び特別会計歳入歳出決算書

## 令和6年度新潟県一般会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 県税	291,621,000,000	292,082,036,462	461,036,462
第1項 県民税	66,539,000,000	66,871,816,818	332,816,818
第2項 事業税	78,135,000,000	78,223,752,353	88,752,353
第3項 地方消費税	81,118,000,000	81,117,636,240	△ 363,760
第4項 不動産取得税	4,280,000,000	4,292,590,696	12,590,696
第5項 県たばこ税	2,440,000,000	2,440,276,634	276,634
第6項 ゴルフ場利用税	444,000,000	443,648,250	△ 351,750
第7項 軽油引取税	21,403,000,000	21,416,806,154	13,806,154
第8項 自動車税	32,326,000,000	32,338,947,905	12,947,905
第9項 鉱区税	32,000,000	31,849,200	△ 150,800
第10項 狩猟税	10,000,000	10,435,500	435,500
第11項 核燃料税	4,775,000,000	4,775,186,100	186,100
第12項 産業廃棄物税	118,000,000	118,133,577	133,577
第13項 旧法による税	1,000,000	957,035	△ 42,965
第2款 地方消費税清算金	115,712,000,000	115,712,264,458	264,458
第1項 地方消費税清算金	115,712,000,000	115,712,264,458	264,458
第3款 地方譲与税	51,648,910,000	51,648,910,000	
第1項 特別法人事業譲与税	47,476,551,000	47,476,551,000	
第2項 地方揮発油譲与税	3,590,487,000	3,590,487,000	
第3項 石油ガス譲与税	133,824,000	133,824,000	
第4項 自動車重量譲与税	336,464,000	336,464,000	
第5項 森林環境譲与税	108,433,000	108,433,000	
第6項 航空機燃料譲与税	3,151,000	3,151,000	
第4款 地方特例交付金	6,167,567,000	6,167,567,000	
第1項 地方特例交付金	6,167,567,000	6,167,567,000	
第5款 地方交付税	268,636,373,000	268,636,437,000	64,000
第1項 地方交付税	268,636,373,000	268,636,437,000	64,000
第6款 交通安全対策特別交付金	309,539,000	309,539,000	
第1項 交通安全対策特別交付金	309,539,000	309,539,000	
第7款 分担金及び負担金	10,587,565,000	6,558,064,693	△ 4,029,500,307
第1項 分担金	3,502,847,000	2,105,386,368	△ 1,397,460,632
第2項 負担金	7,084,718,000	4,452,678,325	△ 2,632,039,675
第8款 使用料及び手数料	13,694,171,000	13,333,327,229	△ 360,843,771
第1項 使用料	9,888,656,000	9,868,272,928	△ 20,383,072
第2項 手数料	3,805,515,000	3,465,054,301	△ 340,460,699
第9款 国庫支出金	242,205,041,000	166,832,321,776	△ 75,372,719,224
第1項 国庫負担金	29,358,588,000	28,503,402,542	△ 855,185,458
第2項 国庫補助金	209,631,527,000	135,524,619,259	△ 74,106,907,741
第3項 委託金	3,214,926,000	2,804,299,975	△ 410,626,025
第10款 財産収入	2,246,354,000	2,250,791,494	4,437,494
第1項 財産運用収入	1,757,918,000	1,720,481,241	△ 37,436,759
第2項 財産売払収入	488,436,000	530,310,253	41,874,253
第11款 寄附金	3,220,572,000	2,885,720,435	△ 334,851,565
第1項 寄附金	3,220,572,000	2,885,720,435	△ 334,851,565
第12款 繰入金	44,754,974,000	43,480,045,039	△ 1,274,928,961
第1項 特別会計繰入金	6,007,340,000	5,676,841,067	△ 330,498,933
第2項 基金繰入金	38,747,634,000	37,803,203,972	△ 944,430,028
第13款 諸収入	102,022,746,000	101,661,436,213	△ 361,309,787
第1項 延滞金加算金及び過料等	159,345,000	163,964,626	4,619,626
第2項 利子収入	11,333,000	14,650,993	3,317,993
第3項 公営企業貸付金収入	9,313,600,000	9,313,600,000	
第4項 貸付金収入	80,857,421,000	80,516,937,105	△ 340,483,895
第5項 受託事業収入	2,975,594,000	1,825,110,527	△ 1,150,483,473
第6項 収益事業収入	2,613,771,000	3,033,321,723	419,550,723
第7項 利子割精算金収入	6,091,682,000	6,793,851,239	702,169,239
第8項 雜入			
第14款 県債	263,372,000,000	219,342,000,000	△ 44,030,000,000
第1項 県債	263,372,000,000	219,342,000,000	△ 44,030,000,000
第15款 繰越金	16,559,284,000	16,548,950,057	△ 10,333,943
第1項 繰越金	16,559,284,000	16,548,950,057	△ 10,333,943
歳入合計	1,432,758,096,000	1,307,449,410,856	△ 125,308,685,144

歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 議会費	1,448,554,000	1,437,426,727		11,127,273
第1項 議会費	1,448,554,000	1,437,426,727		11,127,273
第2款 総務費	59,666,189,000	58,098,970,424	860,676,000	706,542,576
第1項 政策費	6,596,811,000	6,083,124,044	133,886,000	379,800,956
第2項 総務管理費	42,526,058,000	41,651,810,128	726,790,000	147,457,872
第3項 統計調査費	621,726,000	600,982,366		20,743,634
第4項 徴税費	7,143,560,000	7,095,070,550		48,489,450
第5項 市町村振興費	968,631,000	967,308,258		1,322,742
第6項 選挙費	1,395,813,000	1,291,410,049		104,402,951
第7項 人事委員会費	160,530,000	159,700,389		829,611
第8項 監査委員費	253,060,000	249,564,640		3,495,360
第3款 環境費	10,780,259,000	8,673,311,216	1,724,003,000	382,944,784
第1項 環境政策費	767,199,000	522,992,744	184,205,000	60,001,256
第2項 環境対策費	840,156,000	723,828,035	80,000,000	36,327,965
第3項 資源循環推進費	822,830,000	579,369,077	144,361,000	99,099,923
第4項 防災費	8,350,074,000	6,847,121,360	1,315,437,000	187,515,640
第4款 福祉保健費	195,781,063,000	184,965,155,266	7,950,755,000	2,865,152,734
第1項 福祉保健費	22,873,137,000	22,559,272,569	208,132,000	105,732,431
第2項 国保・福祉指導費	46,753,292,000	46,749,785,531		3,506,469
第3項 地域医療政策費	14,468,370,000	11,945,917,254	2,154,841,000	367,611,746
第4項 医師・看護職員確保対策費	4,072,599,000	2,445,364,149	1,463,580,000	163,654,851
第5項 高齢福祉保健費	45,180,312,000	41,924,405,252	2,449,558,000	806,348,748
第6項 健康対策費	4,574,870,000	4,421,380,272	487,000	153,002,728
第7項 生活衛生費	4,544,766,000	4,468,118,712		76,647,288
第8項 障害福祉費	25,331,738,000	23,628,475,396	1,444,224,000	259,038,604
第9項 こども家庭費	26,616,300,000	26,092,883,438	229,933,000	293,483,562
第10項 感染症対策費	1,365,679,000	729,552,693		636,126,307
第5款 労働費	2,589,842,000	2,243,012,920		346,829,080
第1項 労働委員会費	119,063,000	116,954,730		2,108,270
第2項 しごと定住促進費	636,709,000	608,580,320		28,128,680
第3項 雇用能力開発費	1,834,070,000	1,517,477,870		316,592,130
第6款 産業費	115,025,128,000	105,892,841,892	6,275,448,000	2,856,838,108
第1項 産業政策費	2,293,907,000	2,055,275,409	127,191,000	111,440,591
第2項 地域産業振興費	88,246,167,000	83,201,362,544	4,079,080,000	965,724,456
第3項 創業・イノベーション推進費	2,088,387,000	1,670,213,793	335,386,000	82,787,207
第4項 産業立地費	12,727,287,000	10,357,762,984	892,100,000	1,477,424,016
第5項 観光費	4,117,258,000	3,959,375,406	117,977,000	39,905,594
第6項 國際観光費	282,845,000	281,214,262		1,630,738
第7項 文化費	3,311,296,000	2,738,203,850	422,095,000	150,997,150
第8項 スポーツ費	1,957,981,000	1,629,433,644	301,619,000	26,928,356
第7款 農林水産業費	129,034,244,000	85,363,251,462	40,591,349,000	3,079,643,538
第1項 農業総務費	3,411,727,000	3,359,579,140	1,063,000	51,084,860
第2項 地域農政推進費	10,408,708,000	5,984,930,412	2,509,451,000	1,914,326,588
第3項 農産園芸費	2,298,425,000	1,259,632,935	681,746,000	357,046,065
第4項 経営普及費	3,169,293,000	3,084,627,177	29,193,000	55,472,823
第5項 食品・流通費	681,221,000	466,819,468	130,000,000	84,401,532
第6項 畜産業費	1,629,026,000	1,485,637,347	69,825,000	73,563,653
第7項 水産業費	4,600,524,000	3,257,541,783	1,216,444,000	126,538,217
第8項 林業費	16,677,095,000	11,743,570,667	4,654,124,000	279,400,333
第9項 農地管理費	6,967,251,000	5,946,255,422	1,010,435,000	10,560,578
第10項 農地基盤整備費	77,805,718,000	47,557,051,725	30,126,669,000	121,997,275
第11項 農地計画費	1,385,256,000	1,217,605,386	162,399,000	5,251,614
第8款 土木費	213,929,514,000	155,956,960,527	55,074,258,000	2,898,295,473
第1項 土木管理費	12,227,380,000	11,143,706,562	489,425,000	594,248,438
第2項 道路橋りょう費	99,558,690,000	74,056,040,811	25,174,372,000	328,277,189
第3項 河川海岸費	48,828,754,000	32,744,627,977	15,771,529,000	312,597,023
第4項 砂防費	20,505,492,000	13,138,206,073	6,803,524,000	563,761,927
第5項 都市計画費	8,930,297,000	6,873,883,003	1,938,229,000	118,184,997
第6項 建築費	6,243,951,000	5,126,549,738	946,304,000	171,097,262
第7項 交通政策費	3,132,727,000	2,725,235,968	285,607,000	121,884,032
第8項 港湾振興費	584,573,000	455,763,446	38,900,000	89,909,554
第9項 港湾費	12,788,357,000	8,931,241,486	3,420,253,000	436,862,514
第10項 空港費	1,129,293,000	761,705,463	206,115,000	161,472,537
第9款 警察費	55,002,605,000	54,098,572,892	536,804,000	367,228,108
第1項 警察管理費	50,853,776,000	50,080,460,564	443,798,000	329,517,436
第2項 警察行政費	4,148,829,000	4,018,112,328	93,006,000	37,710,672
第10款 教育費	174,521,448,000	168,898,039,325	3,851,989,000	1,771,419,675
第1項 教育総務費	7,343,401,000	7,251,357,785	5,272,000	86,771,215
第2項 小中学校費	85,784,941,000	85,287,539,963		497,401,037
第3項 高等学校費	45,428,053,000	43,361,303,807	1,486,576,000	580,173,193
第4項 特別支援学校費	21,702,373,000	19,222,830,758	2,206,389,000	273,153,242
第5項 生徒指導費	415,830,000	372,295,374		43,534,626
第6項 生涯学習推進費	524,353,000	408,336,547	102,150,000	13,866,453
第7項 保健体育費	525,386,000	423,958,280		101,427,720
第8項 私学教育振興費	11,282,192,000	11,055,983,984	51,602,000	174,606,016
第9項 大学費	1,514,919,000	1,514,432,827		486,173

<b>第11款 災害復旧費</b>	<b>20,153,267,000</b>	<b>12,208,596,300</b>	<b>7,525,167,000</b>	<b>419,503,700</b>
第1項 社会福祉施設災害復旧費	87,098,000	84,920,000	2,089,000	89,000
第2項 農林水産施設災害復旧費	3,618,822,000	2,391,451,559	1,140,629,000	86,741,441
第3項 土木施設災害復旧費	15,421,107,000	9,188,184,795	5,919,837,000	313,085,205
第4項 警察施設等災害復旧費	99,944,000	65,103,050	32,867,000	1,973,950
第5項 教育施設災害復旧費	918,068,000	470,708,896	429,745,000	17,614,104
第6項 職業訓練施設災害復旧費	8,228,000	8,228,000		
<b>第12款 県債費</b>	<b>286,046,607,000</b>	<b>286,045,746,913</b>		<b>860,087</b>
第1項 県債費	286,046,607,000	286,045,746,913		860,087
<b>第13款 諸支出金</b>	<b>168,708,087,000</b>	<b>166,342,141,217</b>		<b>2,365,945,783</b>
第1項 公営企業貸付金	9,313,600,000	9,313,600,000		
第2項 雑支出	6,816,768,000	4,450,824,951		2,365,943,049
第3項 地方消費税清算金	76,472,800,000	76,472,799,458		542
第4項 利子割交付金	103,266,000	103,266,000		
第5項 配当割交付金	2,245,320,000	2,245,320,000		
第6項 株式等譲渡所得割交付金	2,783,569,000	2,783,569,000		
第7項 分離課税所得割交付金	114,742,000	114,742,000		
第8項 法人事業税交付金	5,638,991,000	5,638,991,000		
第9項 地方消費税交付金	58,549,523,000	58,549,523,000		
第10項 ゴルフ場利用税交付金	316,318,000	316,317,015		985
第11項 環境性能割交付金	1,264,533,000	1,264,532,021		979
第12項 軽油引取税交付金	5,088,597,000	5,088,597,000		
第14項 旧法による自動車取得税交付金	60,000	59,772		228
<b>第14款 予備費</b>	<b>71,289,000</b>			<b>71,289,000</b>
第1項 予備費	71,289,000			71,289,000
<b>歳出合計</b>	<b>1,432,758,096,000</b>	<b>1,290,224,027,081</b>	<b>124,390,449,000</b>	<b>18,143,619,919</b>

歳入歳出差引残額

17,225,383,775円

## 令和6年度新潟県県債管理特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 県債費収入	199,233,698,000	199,232,841,125	△ 856,875
第1項 繰入金	199,233,698,000	199,232,841,125	△ 856,875
歳入合計	199,233,698,000	199,232,841,125	△ 856,875

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 県債費	199,233,698,000	199,232,841,125		856,875
第1項 県債費	199,233,698,000	199,232,841,125		856,875
歳出合計	199,233,698,000	199,232,841,125		856,875

歳入歳出差引残額

0円

## 令和6年度新潟県地域づくり資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 地域づくり資金貸付事業収入	144,738,000	4,458,689,008	4,313,951,008
第1項 繰越金	144,738,000	3,977,851,188	3,833,113,188
第2項 諸収入		480,837,820	480,837,820
歳入合計	144,738,000	4,458,689,008	4,313,951,008

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 地域づくり資金貸付事業費	144,738,000	126,157,557		18,580,443
第1項 貸付事業費	144,738,000	126,157,557		18,580,443
歳出合計	144,738,000	126,157,557		18,580,443

歳入歳出差引残額

4,332,531,451円

## 令和6年度新潟県災害救助事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 災害救助事業収入	10,395,565,000	9,867,380,031	△ 528,184,969
第1項 国庫支出金	2,163,875,000	1,604,588,406	△ 559,286,594
第2項 財産収入	1,510,000	1,509,671	△ 329
第3項 繰入金	4,859,608,000	4,858,687,000	△ 921,000
第4項 諸収入	1,120,000	1,155,411	35,411
第5項 分担金及び負担金	25,756,000	63,976,502	38,220,502
第6項 寄附金	22,658,000	22,658,685	685
第7項 繰越金	3,313,672,000	3,313,671,023	△ 977
第8項 県債	7,366,000	1,133,333	△ 6,232,667
歳入合計	10,395,565,000	9,867,380,031	△ 528,184,969

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 災害救助事業費	10,395,565,000	7,670,073,978	2,700,440,000	25,051,022
第1項 災害救助費	8,852,438,000	6,126,950,747	2,700,440,000	25,047,253
第2項 基金積立金	58,098,000	58,096,899		1,101
第3項 県債費	65,723,000	65,720,332		2,668
第4項 繰出金	1,419,306,000	1,419,306,000		
歳出合計	10,395,565,000	7,670,073,978	2,700,440,000	25,051,022

歳入歳出差引残額

2,197,306,053円

## 令和6年度新潟県国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 国民健康保険事業収入	円 186,652,250,000	円 194,706,291,841	円 8,054,041,841
第1項 分担金及び負担金	47,157,016,000	47,732,927,857	575,911,857
第2項 国庫支出金	50,460,824,000	51,184,969,188	724,145,188
第3項 財産収入	3,916,000	4,012,974	96,974
第4項 繰入金	11,218,419,000	11,218,401,000	△ 18,000
第5項 諸収入	76,388,501,000	76,685,319,717	296,818,717
第6項 繰越金	1,423,574,000	7,880,661,105	6,457,087,105
歳入合計	186,652,250,000	194,706,291,841	8,054,041,841

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 国民健康保険事業費	円 186,652,250,000	円 184,494,389,363	円 2,157,860,637	円
第1項 総務費	4,838,000	4,624,677		213,323
第2項 事業費	186,096,728,000	183,939,082,605		2,157,645,395
第3項 基金積立金	3,916,000	3,915,567		433
第4項 諸支出金	546,768,000	546,766,514		1,486
歳出合計	186,652,250,000	184,494,389,363		2,157,860,637

歳入歳出差引残額

10,211,902,478円

## 令和6年度新潟県母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業収入	円 749,304,000	円 820,052,091	円 70,748,091
第1項 繰入金	1,626,000	1,626,000	
第2項 諸収入	225,912,000	263,882,046	38,070,046
第3項 繰越金	521,866,000	554,544,045	32,678,045
歳入合計	749,304,000	820,052,091	70,748,091

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 母子父子寡婦福祉資金貸付事業費	円 749,304,000	円 274,932,496	円 474,371,504	円
第1項 貸付事業費	624,413,000	150,042,005		474,370,995
第2項 県債費	81,843,000	81,842,634		366
第3項 繰出金	43,048,000	43,047,857		143
歳出合計	749,304,000	274,932,496		474,371,504

歳入歳出差引残額

545,119,595円

## 令和6年度新潟県心身障害児・者総合施設事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 心身障害児・者総合施設事業収入	円 10,004,000	円 9,992,295	円 △ 11,705
第1項 財産収入	100,000	99,295	△ 705
第2項 寄附金	10,000		△ 10,000
第3項 繰入金	9,893,000	9,893,000	
第4項 諸収入	1,000		△ 1,000
歳入合計	10,004,000	9,992,295	△ 11,705

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 心身障害児・者総合施設事業費	円 10,004,000	円 9,992,295	円 11,705	円
第1項 基金積立金	11,000			11,000
第2項 繰出金	9,993,000	9,992,295		705
歳出合計	10,004,000	9,992,295		11,705

歳入歳出差引残額

0円

## 令和6年度新潟県中小企業支援資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 中小企業支援資金貸付事業収入	349,470,000	499,255,434	149,785,434
第1項 繰入金	8,338,000	8,338,000	
第2項 諸収入	277,791,000	270,127,809	△ 7,663,191
第3項 借債	28,892,000	28,892,000	
第4項 繰越金	34,449,000	191,897,625	157,448,625
歳入合計	349,470,000	499,255,434	149,785,434

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 中小企業支援資金貸付事業費	349,470,000	338,487,124		10,982,876
第1項 貸付事業費	71,622,000	69,488,256		2,133,744
第2項 借債費	183,702,000	177,345,953		6,356,047
第3項 繰出金	94,146,000	91,652,915		2,493,085
歳出合計	349,470,000	338,487,124		10,982,876

歳入歳出差引残額 160,768,310円

## 令和6年度新潟県林業振興資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 林業改善資金貸付事業収入	127,563,000	308,655,122	181,092,122
第1項 諸収入	70,000	3,234,747	3,164,747
第2項 繰越金	127,493,000	305,420,375	177,927,375
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業収入	128,871,000	104,490,068	△ 24,380,932
第1項 諸収入	71,000,000	56,000,000	△ 15,000,000
第2項 借債	43,000,000	28,000,000	△ 15,000,000
第3項 繰越金	14,871,000	20,490,068	5,619,068
第3款 林業就業促進資金貸付事業収入	2,100,000	18,000,000	15,900,000
第1項 繰越金	2,100,000	18,000,000	15,900,000
歳入合計	258,534,000	431,145,190	172,611,190

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 林業改善資金貸付事業費	127,513,000	102,031,888		25,481,112
第1項 貸付事業費	93,513,000	68,031,888		25,481,112
第2項 繰出金	34,000,000	34,000,000		
第2款 木材産業等高度化推進資金貸付事業費	114,000,000	84,000,000		30,000,000
第1項 貸付事業費	86,000,000	56,000,000		30,000,000
第2項 借債費	28,000,000	28,000,000		
第3款 林業就業促進資金貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第1項 貸付事業費	2,100,000			2,100,000
第4款 予備費	14,921,000			14,921,000
第1項 林業改善資金予備費	50,000			50,000
第2項 木材産業等高度化推進資金予備費	14,871,000			14,871,000
歳出合計	258,534,000	186,031,888		72,502,112

歳入歳出差引残額 245,113,302円

## 令和6年度新潟県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業収入	184,890,000	347,977,379	163,087,379
第1項 繰入金			
第2項 諸収入	61,000	4,000,461	3,939,461
第3項 繰越金	184,829,000	343,976,918	159,147,918
<b>歳入合計</b>	<b>184,890,000</b>	<b>347,977,379</b>	<b>163,087,379</b>

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 沿岸漁業改善資金貸付事業費	184,840,000	164,594,321		20,245,679
第1項 貸付事業費	129,998,000	109,752,321		20,245,679
第2項 繰出金	54,842,000	54,842,000		
第2款 予備費	50,000			50,000
第1項 予備費	50,000			50,000
<b>歳出合計</b>	<b>184,890,000</b>	<b>164,594,321</b>		<b>20,295,679</b>

歳入歳出差引残額 183,383,058円

## 令和6年度新潟県有林事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 県有林事業収入	123,763,000	119,543,086	△ 4,219,914
第1項 国庫支出金	30,209,000	24,535,698	△ 5,673,302
第2項 財産収入	3,078,000	3,079,425	1,425
第3項 繰入金	73,866,000	73,866,000	
第4項 県債			
第5項 繰越金	16,610,000	18,061,963	1,451,963
<b>歳入合計</b>	<b>123,763,000</b>	<b>119,543,086</b>	<b>△ 4,219,914</b>

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 県有林事業費	122,763,000	110,552,392	5,984,000	6,226,608
第1項 事業費	48,897,000	36,686,588	5,984,000	6,226,412
第2項 県債費	49,866,000	49,865,804		196
第3項 繰出金	24,000,000	24,000,000		
第2款 予備費	1,000,000			1,000,000
第1項 予備費	1,000,000			1,000,000
<b>歳出合計</b>	<b>123,763,000</b>	<b>110,552,392</b>	<b>5,984,000</b>	<b>7,226,608</b>

歳入歳出差引残額 8,990,694円

## 令和6年度新潟県都市開発資金事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 都市開発資金事業収入	円 329,920,000	円 329,919,689	円 △ 311
第1項 財産収入	328,005,000	328,004,689	△ 311
第2項 繰入金	1,915,000	1,915,000	
<b>歳入合計</b>	<b>329,920,000</b>	<b>329,919,689</b>	<b>△ 311</b>

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 都市開発資金事業費	円 329,920,000	円 1,915,000	円 328,005,000	円 328,005,000
第1項 事業費	1,915,000	1,915,000		
第2項 繰出金	328,005,000			328,005,000
<b>歳出合計</b>	<b>329,920,000</b>	<b>1,915,000</b>		<b>328,005,000</b>

歳入歳出差引残額 328,004,689円

## 令和6年度新潟県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算書

## 歳入

科目	予算現額	歳入決算額	予算現額に比し増減
第1款 港湾整備事業収入	円 6,416,088,000	円 4,109,926,586	円 △ 2,306,161,414
第1項 使用料及び手数料	1,120,792,000	1,163,587,267	42,795,267
第2項 国庫支出金	430,000,000	116,956,000	△ 313,044,000
第3項 財産収入	406,361,000	406,363,972	2,972
第4項 繰入金	802,110,000	365,110,000	△ 437,000,000
第5項 諸収入	7,035,000	2,218,448	△ 4,816,552
第6項 県債	3,210,500,000	1,616,400,000	△ 1,594,100,000
第7項 繰越金	439,290,000	439,290,899	899
<b>歳入合計</b>	<b>6,416,088,000</b>	<b>4,109,926,586</b>	<b>△ 2,306,161,414</b>

## 歳出

科目	予算現額	歳出決算額	翌年度繰越額	不用額
第1款 港湾整備事業費	円 6,415,935,000	円 3,347,218,099	円 2,057,666,000	円 1,011,050,901
第1項 事業費	3,590,745,000	1,707,331,083	1,199,441,000	683,972,917
第2項 県債費	1,199,190,000	1,199,178,476		11,524
第3項 災害復旧費	1,626,000,000	440,708,540	858,225,000	327,066,460
第2款 予備費	153,000			153,000
第1項 予備費	153,000			153,000
<b>歳出合計</b>	<b>6,416,088,000</b>	<b>3,347,218,099</b>	<b>2,057,666,000</b>	<b>1,011,203,901</b>

歳入歳出差引残額 762,708,487円

## 2 監査委員の審査意見

### 審査の結果

令和6年度一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は出納諸帳票等と符合し、歳入歳出差引残額は指定金融機関等の残高証明の額と符合しており、審査の結果、決算計数に違算はないものと認めた。

予算の執行、財産の管理等の財務に関する事務については、次の意見のとおり改善努力を要するもののほか、おおむね適正なものと認めた。

### 審査の意見

令和6年度一般会計決算額は、歳入では、地方創生臨時交付金の減等により、前年度比3.6パーセント減の1兆3,074億4,941万円となり、歳出では、県央基幹病院の整備による受託事業費の減等により、前年度比3.7パーセント減の1兆2,902億2,403万円となっている。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は、25億481万円の黒字となり、実質単年度収支額も22億1,838万円の黒字となっている。

また、令和6年度における12の特別会計決算額は、県債管理特別会計などの増加により、歳入合計額で前年度比2.4パーセント増の4,149億3,301万円、歳出合計額では前年度比2.0パーセント増の3,959億5,719万円となっている。

決算における財政状況を示す指標を見ると、経常収支比率は前年度に比べ2.0ポイント増の93.8パーセント、実質公債費比率は前年度に比べ0.2ポイント増の18.6パーセントであり、起債許可団体となっている。

一般会計県債残高は、2兆2,756億円で前年度に比べ560億円減少している。

臨時財政対策債を除いた県債残高は、1兆6,502億円で前年度に比べ258億円減少している。

財政調整基金残高は、前年度に比べ16億円増加し531億円となっており、交付税精算等対応分等309億円を除くと、前年度に比べ8億円減少し222億円となっている。

令和6年能登半島地震への対応等により、令和6年度に財政調整基金を一時的に取り崩したが、県が令和7年9月に公表した「中期財政収支見通し（仮試算）」によれば、大規模災害等に備えるための財政調整基金230億円を確保するとともに、県債管理基金（公債費調整分）を取り崩していくことで、令和13年度の公債費の実負担のピークに対応することができる見通しが示されている。

県は、引き続き、「新潟県行財政基本方針」（以下「基本方針」という。）のも

と、中長期的な財政運営の目標達成とともに政策課題に着実に対応していくため、本県の歳入規模に見合った歳出構造を堅持し、社会経済状況の変化や収支見通しの推移を見極めながら、持続可能な財政運営の実現に向けて取り組んでいくこととしている。

こうした中、国内経済の動向を見ると、内閣府の月例経済報告によれば、景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復しているとされている。また、「新潟県の経済動向」によれば、県内経済は、原材料価格等の上昇による影響などがみられるものの、持ち直しているとされている。

一方、引き続き、人口減少対策、防災・減災対策など本県が抱える様々な政策課題へ着実な対応が求められる中、物価上昇の継続など今後の経済情勢や国の動向等によって収支が大きく変動することも想定され、本県財政は依然として厳しい状況に置かれている。

以上のことから、基本方針に基づき、中長期的な収支均衡に向けて取り組むとともに、国への積極的かつ効果的な働きかけに一層努められたい。また、起債許可団体となっていることから、引き続き、公債費負担適正化計画により、公債費負担の適正な管理に取り組まれたい。あわせて、事業効果の検証を確実に行い、経済性、効率性、有効性にも配慮しながら適切に予算を執行し、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率等も注視しつつ、持続可能で安定的な財政運営に努められたい。

加えて、令和7年3月に策定した「新潟県総合計画」に掲げる諸課題に適切に対応し、県民の生命・財産を守り、活力ある新潟県を実現するために、次の事項について十分留意しながら、県民目線に立った行政の運営を進められたい。

## 1 人口減少問題への対応

人口減少問題は、長年にわたり継続してきた深刻かつ構造的な課題であり、本県においても様々な取組を進めてきたが、今後も不可避的に減少局面が継続することが見込まれている。

人口減少に歯止めをかけ、将来的には一定の水準で安定を維持する「人口定常化」に向けては、県民全体で人口減少問題に対する意識を共有し、県民・企業・団体・行政が一体となり、社会減及び自然減対策を重点的に推進することにより、人口減少のスピードを緩和し、その影響をできる限り小さくすることが重要である。

社会減の要因になっている若者の県外転出は、進学や就職の希望条件に合わないことや雇用の受け皿不足、県内企業の認知度不足などを背景とした地域間格差が生じていることにある。若者の県内定着やU・Iターンを促進するため、若者の視点も取り入れながら働きがいのある雇用の場を創出するとともに、県内企業の魅力の積極的な発信に努められたい。

また、自然減の要因になっている少子化は、若年女性の転出超過や未婚化・晩婚化の進行による出生数の減少、子育てや教育にかかる経済的負担の重さなど、

様々な要因が複雑に絡みあっている。若者や女性、子育て世代から選ばれる地となるため、市町村や企業・団体等との連携強化を図り、子育てしながら働きやすい環境づくりと、結婚から妊娠・出産、子育てまでのライフステージに合わせた切れ目のない支援や支援制度の認知度向上に向けた取組を一層強化、推進されたい。

## 2 人口減少社会における持続可能で活力ある地域の創出

将来的な人口定常化を目指し、県民が安心して暮らすことができるよう、現在より少ない人口であっても、持続可能で活力ある地域社会を構築していくことが必要である。

あわせて、行政サービスを含む社会インフラのあり方の検討を含め、人口減少社会における諸課題に的確に対応する必要がある。

こうした取組を進めるに当たっては、県民や市町村、関係団体等と連携し、人口減少を前提とした地域の将来像や方向性を共有しながら、地域ごとの特性を踏まえた積極的な施策の展開が求められる。

持続可能な社会の構築に向けては、高齢化による疾病構造の変化や人口減少による必要病床数の変化などに加え、公立・公的病院における経営状況の悪化を踏まえると、医療再編を早急に進める必要がある。将来にわたり持続可能な医療提供体制を構築できるよう、医療ニーズ等に応じた病床の機能分化や集約等の医療再編、運営体制の見直しなど、各圏域において進められている検討が一層加速されるよう努められたい。

また、県内の医師数については、これまでの取組により臨床研修医数が着実に増加するなどの成果が出ているものの、本県の医師不足は依然として深刻な状況にある。引き続き、臨床研修医の確保や臨床研修修了後の県内定着等に向けて取り組むとともに、国に対して制度改善等を働きかけるなど、医師の確保に一層努められたい。

地域公共交通については、利用者数の減少や運転手不足等により、事業者は厳しい経営状況に置かれており、中山間地を中心としたバス路線の廃止・減便やタクシー事業者数の減少など、地域社会での日常生活への影響が懸念されるが、県民の足として必要不可欠なインフラであるため、市町村や関係事業者等と連携し、地域の交通資源をフル活用した取組をさらに進め、持続可能な移動手段を確保されたい。

教育についても、急速な少子化により県立高校等の小規模化が進行していることから、令和7年3月に策定した「県立高校の将来構想」に基づき、生徒の通学の負担等にも配慮しつつ、具体的な再編整備を推進し、教育の質の維持・向上が図られるよう努められたい。

活力ある地域社会の実現に向けては、世界遺産「佐渡島の金山」を核とした誘客拡大と県内周遊の促進等、国内外に通用する魅力ある観光地域づくりを進め、

本県の観光ブランドを広く浸透させるとともに、「棚田県にいがた」の魅力発信など、多様な地域資源を活かした更なる交流人口の拡大につなげられたい。

これらの取組を図ることで、将来にわたって県民が安心して暮らすことができる持続可能で活力ある新潟県を実現されたい。

### 3 付加価値の高い持続可能な産業構造への転換

本県産業が中長期的に成長・発展するためには、長期化するエネルギー価格・物価高騰など直面する諸課題に的確に対応した上で、高付加価値化やビジネスモデルの変革につながる取組を推進することが重要である。

これらを進める上で、デジタル化は有用な手段であり、引き続き、人材育成やデジタル技術を活用した業務効率化など企業価値の向上に資する取組を支援されたい。また、脱炭素社会の実現に向けた再生可能・次世代エネルギーの活用など本県の特性・優位性を活かし、今後の成長が期待される産業の育成に努められたい。

本県産業の持続的な発展に向けては、経済活動を支える人材の確保も必要であり、スタートアップ拠点を核とした起業・創業支援、県内企業の情報発信、外国人を含む多様な人材が活躍できる働きやすい環境づくりなどの施策についても推進されたい。

また、農林水産業は本県の主要産業であり、全国一の米の生産地として、異常気象への対応や作期分散、品種構成の見直しなどにより稻作経営の一層の安定化を図るとともに、農林水産業従事者の高齢化が進み、安定的な経営基盤を持つ経営体の育成が必要となっていることから、新たな「新潟県園芸振興基本戦略」の推進、林業・水産業での生産から消費までの連携支援、ブランド力強化及び輸出拡大など、収益性の向上につながる取組を進められたい。

これらの取組の推進が、県内産業の技術革新や需要拡大、循環型社会の実現等につながり、付加価値の高い持続可能な産業構造への転換が図られることを期待したい。

### 4 県民の命と暮らしを守る防災・減災対策

近年、多発する自然災害や高度成長期に建設された施設の一層の老朽化が懸念される中、国の「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」関連事業により、河川、砂防、道路、農業水利施設などの重要なインフラの整備と機能維持が図られてきたところである。

今後も対策を必要とする箇所が多数存在するため、引き続き、5か年加速化対策関連事業の趣旨を踏まえ、災害リスクの低減や老朽化施設対策に集中的に取り組まれたい。あわせて、第1次国土強靭化実施中期計画へ移行する令和8年度以降も、必要な財政支援や地方財政措置が実施されるよう国への要望を継続するとともに、防災・減災対策及びインフラの老朽化対策の推進について県民の理解を更に深めるよう努められたい。

さらに、地域の守り手として防災・減災や除雪等に対応する建設業就業者数が減少している現状において、人材の確保と担い手の育成は重要な課題である。このため、建設産業の働き方改革によるワーク・ライフ・バランスやDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に取り組むとともに、建設産業が果たしている役割や魅力の発信について一層努められたい。

また、災害発生時には、県民が必要な情報を容易かつ即時に収集できるよう「新潟県防災ナビ」を始めとした防災情報媒体の充実に引き続き取り組むとともに、避難所運営においても、プライバシーへの配慮等避難環境が一層改善されるよう市町村と連携した取組を進めるなど、今後も災害対応力の一層の向上に努められたい。

なお、依然として長時間勤務を行う職員が発生していることから、時間外勤務の上限等に関する法令を遵守することはもとより、デジタルを活用した業務の見直しや効率化、業務量に応じた柔軟な対応を積極的に行うなどして、職員の健康管理に十分配慮されたい。

あわせて、働き方改革を引き続き推進するとともに、新潟県庁が健康経営優良法人に認定されていることからも、職員の健康づくりに着実に取り組み、職員一人一人が心身ともに健康で働きがいを持ち、ワーク・ライフ・バランスを実現できる風通しの良い職場づくりに努められたい。

こうした魅力ある職場づくりに取り組むことは、職員の志望者数の増加や定着にもつながり、組織の持続的な発展に資するものである。今後も継続的な改善と実効性のある取組の推進を期待する。

**大規模小売店舗の新設について（公告）**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

令和7年12月26日

新潟県知事 花角英世

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称（仮称） クスリのアオキ五泉赤海店  
所在地 五泉市赤海3841番地 外

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ  
法人代表者氏名 代表取締役 青木 宏憲  
住所 石川県白山市松本町2512番地

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者

氏名又は名称 株式会社クスリのアオキ  
法人代表者氏名 代表取締役 青木 宏憲  
住所 石川県白山市松本町2512番地

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和8年8月16日

4 大規模小売店舗の店舗面積の合計

計1,354平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

・位置 届出書に添付された図面のとおり  
・収容台数 計55台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

・位置 届出書に添付された図面のとおり  
・収容台数 計25台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

・位置 届出書に添付された図面のとおり  
・面積 計24.0平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

・位置 届出書に添付された図面のとおり  
・容量 計6.624立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

株式会社クスリのアオキ

午前9時00分から翌午前0時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から翌午前0時30分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

・出入口の数 1箇所  
・位置 届出書に添付された図面のとおり

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設 1

午前6時00分から午後9時00分

7 届出年月日

令和7年12月15日

- 8 縦覧場所  
新潟県産業労働部地域産業振興課  
(なお、五泉市商工観光課でも閲覧ができます。)
- 9 縦覧期間  
令和7年12月26日から令和8年4月26日まで
- 10 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先  
地域産業振興課 小規模企業支援班  
電話 025-280-5235  
Eメール ngt050100@pref.niigata.lg.jp
- 

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量  
胎内市鳥インフルエンザ対応用防疫資材（医療用廃棄物処理容器等）一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県農林水産部畜産課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方式  
購入
- 4 契約方式  
随意契約
- 5 契約日  
令和7年11月4日
- 6 契約者の氏名及び住所  
株式会社パートナーズコーポレーション  
東京都中央区八丁堀3-11-11 Novel Work Hatchobori 4F
- 7 契約価格  
37,785,000円
- 8 随意契約によるとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号の規定による。
- 

#### 特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月26日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 調達件名及び数量  
胎内市鳥インフルエンザ対応用液化炭酸ガス等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
新潟県農林水産部畜産課  
新潟県新潟市中央区新光町4番地1
- 3 調達方式  
購入
- 4 契約方式  
随意契約
- 5 契約日  
令和7年11月4日
- 6 契約者の氏名及び住所
-

日本液炭株式会社 新潟営業所

新潟県新潟市中央区美咲町2-4-24 大陽日酸株式会社 新潟支店内

7 契約価格

50,355,015円

8 隨意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号の規定による。

#### 特定調達契約の落札者等について(公告)

特定調達契約について随意契約の相手方を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年新潟県規則第87号)第15条の規定により、次のとおり公告する。

令和7年12月26日

新潟県知事 花角英世

1 調達件名及び数量

胎内市鳥インフルエンザ対応用防疫資材(医療用廃棄物処理容器) 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県農林水産部畜産課

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方式

購入

4 契約方式

随意契約

5 契約日

令和7年11月10日

6 隨意者の氏名及び住所

ハイピュアトレーディング株式会社

福岡県福岡市中央区渡辺通5丁目20-7 上野ビル4F

7 契約価格

38,060,000円

8 隨意契約によることとした理由

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2第1項第5号の規定による。

#### 内水面漁場管理委員会公告

#### 第五種共同漁業権に基づく令和8年目標増殖量について(公告)

第五種共同漁業権に基づく令和8年目標増殖量を次のとおり定めた。

令和7年12月26日

新潟県内水面漁場管理委員会 会長 藤田利昭

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第1号	大川漁業協同組合	あゆ うぐいす いわな やまめ もくずがに	放流 産卵場造成 放流 放流 放流	200kg 70m <sup>2</sup> 2,500尾 2,500尾 20kg	大川
内共第2号	大川漁業協同組合	あゆ うぐいす いわな やまめ	放流 産卵場造成 放流 放流	130kg 70m <sup>2</sup> 1,950尾 1,950尾	勝木川
内共第3号	三面川鮭産漁業協同組合	あゆ こい	放流 放流	1,690kg 35kg	三面川

		ふ い や さ わ	な わ ま か か	放 放 放 放 人工ふ化放	流 流 流 流	35kg 34,960尾 34,960尾 547,000尾 7,000千粒	
内共第4号	荒川漁業協同組合	あ こ ふ う う か か い や さ も	ゆ い な ぐ な じ じ わ ま く く	放 放 放 産卵場造成 放 産卵場造成 放 放 放 放	流 流 流 100m <sup>2</sup> 流 130m <sup>2</sup> 流 流	1,080kg 100kg 50kg 100m <sup>2</sup> 20kg 29,890尾 5,950尾 9,280尾 276,440尾 70kg	荒川 令和5年のかじ か放流不足分 は、令和10年ま での解消をめど に追加放流。
内共第5号	胎内川漁業協同組合	あ こ ふ う か か に い や さ	ゆ い な ぐ じ じ じ わ ま く	放 放 放 産卵場造成 産卵場造成 放 放 放 放	流 流 流 50m <sup>2</sup> 50m <sup>2</sup> 流 流	120kg 15kg 5kg 1,460尾 80kg 10,420尾 15,700尾 69,440尾	胎内川
内共第6号	加治川漁業協同組合	あ い や さ	ゆ わ ま く	放 放 放 放	流 流 流 流	420kg 6,880尾 10,320尾 45,000尾	加治川
内共第7号	福島潟新井郷川漁業協同組合	こ ふ も	い な く	放 放 放	流 流 流	— 135kg 40kg	福島潟ほか KHV発生水域で あるため、コイ の種苗放流を実 施しない。
内共第8号	東蒲原郡漁業協同組合 松浜内水面漁業協同組合 新潟市大形地区漁業協同組合 阿賀野川漁業協同組合	あ こ ふ う に い い や か も	ゆ い な ぐ じ わ ま じ く	放 放 放 産卵場造成 放 放 放 放	流 流 流 20m <sup>2</sup> 流 流 流 流	850kg — 125kg 200kg 15,930尾 17,360尾 3,080尾 70kg	阿賀野川 KHV発生水域で あるため、コイ の種苗放流を実 施しない。
内共第9号	鳥屋野潟漁業協同組合	こ ふ	い な	放 放	流 流	— 30kg	鳥屋野潟 KHV発生水域で あるため、コイ の種苗放流を実 施しない。
内共第10号	魚沼漁業協同組合	あ	ゆ	放	流	5,380kg	信濃川ほか

	ほか5漁業協同組合	こ い 放 流 ふ な 放 流 う ぐ い 産卵場造成 う ぐ い 人工ふ化放流 う な ぎ 放 流 か じ か 放 流 に じ ま す 放 流 い わ な 放 流 や ま め 放 流 もくずがに 放 流	1,110kg 790kg 310m <sup>2</sup> 20千粒 120kg 55,096尾 814kg 145,160尾 118,235尾 70kg	令和7年のかじか、令和6、7年のやまめ放流不足分を令和8年に追加放流。
内共第11号	魚沼漁業協同組合	こ い 放 流 ふ な 放 流 う ぐ い 産卵場造成 わ か さ ぎ 人工ふ化放流 に じ ま す 放 流 い わ な 放 流 や ま め 放 流	45kg 35kg 30m <sup>2</sup> 8,500千粒 500kg 12,600尾 15,100尾	北ノ又川 恋ノ岐沢 令和6、7年のやまめ放流不足分を令和8年に追加放流。
内共第12号	魚沼漁業協同組合 ほか1漁業協同組合	こ い 放 流 ふ な 放 流 う ぐ い 産卵場造成 わ か さ ぎ 人工ふ化放流 い わ な 放 流 や ま め 放 流	45kg 35kg 30m <sup>2</sup> 973千粒 76,370尾 53,570尾	只見川 令和6、7年のやまめ放流不足分を令和8年に追加放流。
内共第13号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あ ゆ 放 流 こ イ 放 流 ふ な 放 流 う ぐ い 産卵場造成 う な ぎ 放 流 い わ な 放 流 や ま め 放 流	20kg 5kg 5kg 20m <sup>2</sup> 5kg 400尾 500尾	鯖石川
内共第14号	柏崎刈羽内水面漁業協同組合	あ ゆ 放 流 こ イ 放 流 ふ な 放 流 う ぐ い 産卵場造成 い わ な 放 流 や ま め 放 流	70kg 5kg 5kg 20m <sup>2</sup> 1,450尾 2,260尾	鶴川
内共第15号	関川水系漁業協同組合	あ ゆ 放 流 こ イ 放 流 ふ な 放 流 う ぐ い 産卵場造成 に じ ま す 放 流 い わ な 放 流 や ま め 放 流	110kg 15kg 15kg 20m <sup>2</sup> 80kg 1,710尾 1,710尾	関川
内共第16号	関川水系漁業協同組合 北信漁業協同組合	う ぐ い 産卵場造成 に じ ま す 放 流 い わ な 放 流 や ま め 放 流	20m <sup>2</sup> 20kg 1,710尾 570尾	関川上流 (県境部)
内共第17号	桑取川漁業協同組合	あ ゆ 放 流 う ぐ い 産卵場造成 か じ か 放 流	50kg 40m <sup>2</sup> 680尾	桑取川

内共第18号	能生内水面漁業協同組合	あ ゆ 放 流 90kg う ぐ い 産卵場造成 90m <sup>2</sup> か じ か 放 流 3,080尾 い わ な 放 流 7,950尾 や ま め 放 流 7,950尾	能生川
内共第19号	糸魚川内水面漁業協同組合	あ ゆ 放 流 240kg う ぐ い 産卵場造成 120m <sup>2</sup> か じ か 放 流 2,240尾 に じ ま す 放 流 85kg い わ な 放 流 9,750尾 や ま め 放 流 9,500尾	早川
内共第20号	糸魚川内水面漁業協同組合	あ ゆ 放 流 240kg う ぐ い 産卵場造成 120m <sup>2</sup> か じ か 放 流 2,240尾 に じ ま す 放 流 85kg い わ な 放 流 9,750尾 や ま め 放 流 9,500尾	海川
内共第21号	糸魚川内水面漁業協同組合	あ ゆ 放 流 450kg う ぐ い 産卵場造成 150m <sup>2</sup> か じ か 放 流 2,240尾 に じ ま す 放 流 120kg い わ な 放 流 19,360尾 や ま め 放 流 17,270尾	姫川
内共第22号	羽茂川内水面漁業協同組合	あ ゆ 放 流 100kg う ぐ い 産卵場造成 30m <sup>2</sup> い わ な 放 流 3,880尾 や ま め 放 流 6,400尾	羽茂川
計		あ ゆ 放 流 11,240kg こ い 放 流 1,375kg ふ な 放 流 1,265kg う ぐ い 産卵場造成 1,310m <sup>2</sup> う ぐ い 人工ふ化放流 20千粒 う な ぎ 放 流 145kg わ か さ ぎ 人工ふ化放流 16,473千粒 か じ か 産卵場造成 180m <sup>2</sup> か じ か 放 流 100,006尾 に じ ま す 放 流 1,984kg い わ な 放 流 368,680尾 や ま め 放 流 334,635尾 さ く ら ま す 放 流 937,880尾 も く ず が に 放 流 270kg	

## 内共第10号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第10号	信濃川漁業協同組合	こ い 放 流		320kg	信濃川
		ふ な 放 流		165kg	
		も く ず が に 放 流		70kg	
	加茂川漁業協同組合	あ ゆ 放 流		150kg	加茂川
		い わ な 放 流		1,900尾	
		や ま め 放 流		2,670尾	
	五十嵐川漁業協同組合	あ ゆ 放 流		680kg	五十嵐川

		こ い 放 流	10kg	
		う い 放 流	50m <sup>2</sup>	
		か い 放 流	2,726尾	
		に い 放 流	654kg	
		い い 放 流	3,770尾	
		や い 放 流	2,825尾	
刈谷田川漁業協同組合	あ ゆ 放 流	10kg	刈谷田川	
	こ ゆ 放 流	25kg		
	ふ ゆ 放 流	5kg		
	う い 放 流	50m <sup>2</sup>		
	に い 放 流	30kg		
	い い 放 流	7,290尾		
	や い 放 流	3,650尾		
魚沼漁業協同組合	あ ゆ 放 流	4,440kg	魚野川	
	こ ゆ 放 流	735kg		令和7年のかじ
	ふ ゆ 放 流	605kg		か、令和6、7
	う い 放 流	200m <sup>2</sup>		年のやまめ放流
	う な ぎ 放 流	110kg		不足分を令和8
	か じ か 放 流	48,070尾		年に追加放流。
	に じ ま す 放 流	90kg		
	い い 放 流	122,870尾		
中魚沼漁業協同組合	や い 放 流	96,000尾		
	あ ゆ 放 流	100kg		清津川
	こ ゆ 放 流	20kg		
	ふ ゆ 放 流	15kg		
	う い 放 流	10m <sup>2</sup>		
	う い 人工ふ化放流	20千粒		
	う な ぎ 放 流	10kg		
	か じ か 放 流	4,300尾		
計	に じ ま す 放 流	40kg		
	い い 放 流	9,330尾		
	や い 放 流	13,090尾		
	あ ゆ 放 流	5,380kg		
	こ ゆ 放 流	1,110kg		
	ふ ゆ 放 流	790kg		
	う い 放 流	310m <sup>2</sup>		
	う い 人工ふ化放流	20千粒		
	う な ぎ 放 流	120kg		
	か じ か 放 流	55,096尾		
	に じ ま す 放 流	814kg		
	い い 放 流	145,160尾		
	や い 放 流	118,235尾		
	もくずがに 放 流	70kg		

内共第12号目標増殖量

漁業権免許番号	漁業権者	増殖魚種	増殖方法	目標増殖量	備考
内共第12号	魚沼漁業協同組合	こ い 放 流		45kg	只見川
		ふ な 放 流		35kg	令和6、7年の
		う い 放 流	30m <sup>2</sup>		やまめ放流不足
		わ か さ ぎ 人工ふ化放流		973千粒	分を令和8年に
		い い 放 流		12,600尾	追加放流。

		やまめ	放流	12,360尾	
	檜枝岐村漁業協同組合	いわな	放流	63,770尾	只見川
		やまめ	放流	41,210尾	
		こい	放流	45kg	
		ふな	放流	35kg	
計		うぐい	産卵場造成	30m <sup>2</sup>	
		わかさぎ	人工ふ化放流	973千粒	
		いわな	放流	76,370尾	
		やまめ	放流	53,570尾	